

展示「滋賀県養蚕事情」

平成 23 年 3 月 22 日～4 月 21 日

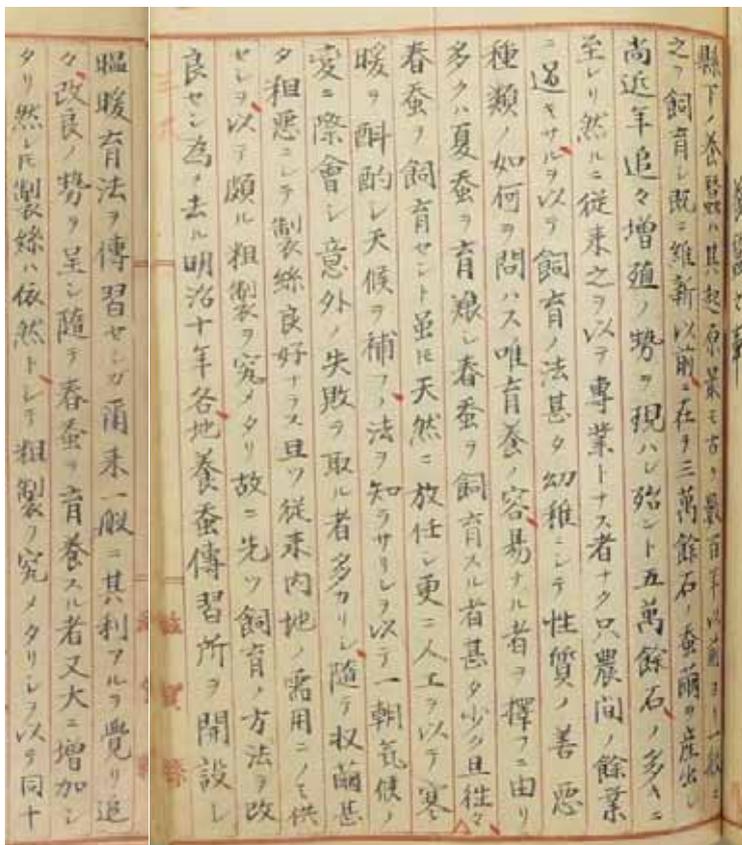
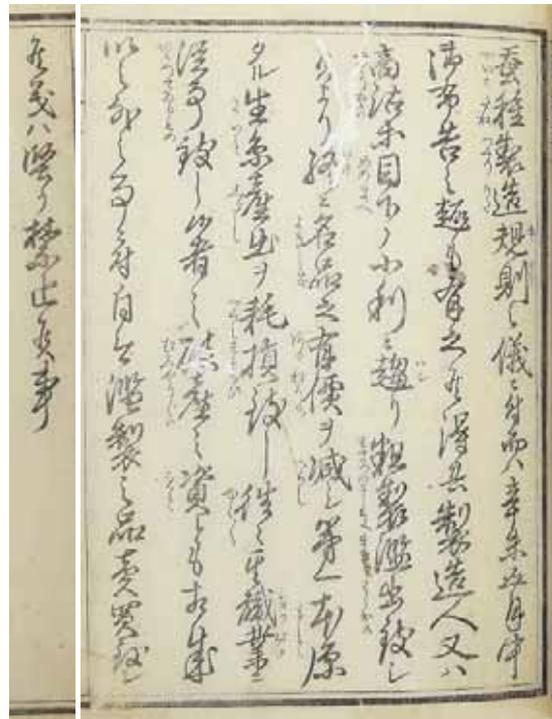
「粗製の蚕種売買禁止につき布達」

明治 5 年(1872 年)

幕末の開港以来、生糸とともに生糸の原材料となる蚕の卵(蚕種)は重要な輸出品となったため、目先の利益を追求した粗製濫造が横行した。その結果、生糸生産にも悪影響を及ぼし、破産する者も出ていたという。この滋賀県布達は政府が定めた前年(明治 4 年)の蚕種製造規則に基づいて出されたもの。

【明い 30 合本 2(3)】

【 】内は『滋賀県歴史的な文書』の簿冊記号と件名番号

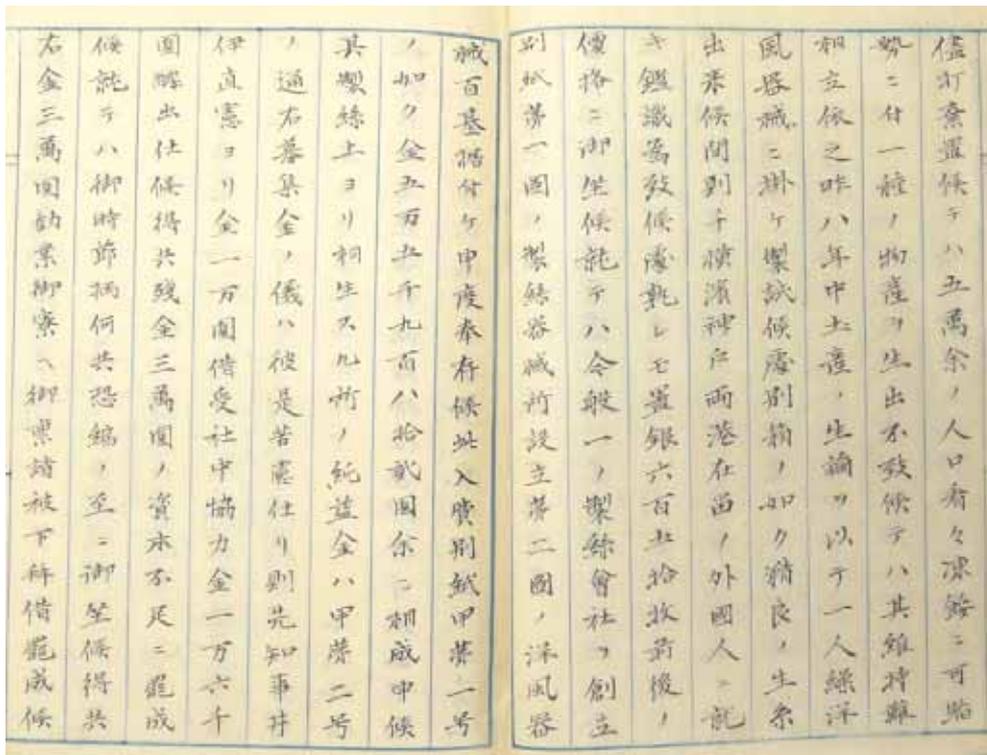


明治初年の滋賀県内の養蚕事情

明治 19 年(1886 年)頃

明治 19 年頃に書かれた『県治意見書』(「養蚕之事」の項)に見える、明治初年の県内養蚕事情。蚕の飼育方法が幼稚でただ育てやすいものを育てているだけで、^{はるご}春蚕(繭の質が良く量もとれる)の飼育量は非常に少なかったという。また春蚕を飼っていても、寒暖・気候の変化に弱い蚕を守るための工夫を知らないで、飼育に失敗する者が多いとしている。寒暖調節については、明治 10 年代以降「温暖育」という手法が普及して春蚕飼育が増えたと述べる。

【明お 45(36)】



「製糸器械所設立の儀につき嘆願書」

明治 9 年 (1876 年)

製糸会社惣代の武節貫治ぶせつかんじ (旧彦根藩士族)らが県に提出したもの。彦根経済の復興と旧彦根藩の士族授産のために製糸会社を設立して、洋風器械(下図)100基を据え付け製糸する目論見が述べられる。不足する資本金を内務省勸業寮から借りたいので申請してほしいと嘆願している。前年に「土産の生繭」と「一人繰洋風器械」でもって試作した生糸は「精良」で、横浜・神戸の在留外国人も認める出来だったという。彦根製糸場は明治 11 年に県営として開業した。【明さ100 合本1(1)】

彦根製糸場に据え付ける洋風器械と工女の図

明治 9 年(1876 年)

上の嘆願書に添付された図。工女の手もとには繭糸が見える。彦根製糸場は群馬県の官営富岡製糸場にならってつくられ、近代的な座繰り製糸器械が導入された。工女には富岡で製糸を学んだ彦根の士族女性が多く採用された。嘆願書には工女 100 人、年間 300 日での営業計画が記されている。

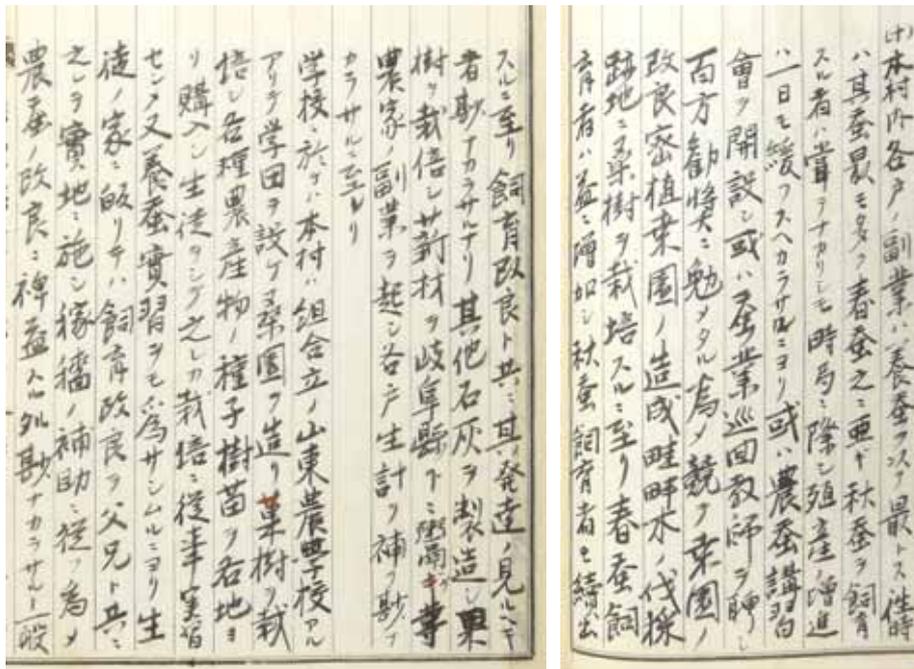
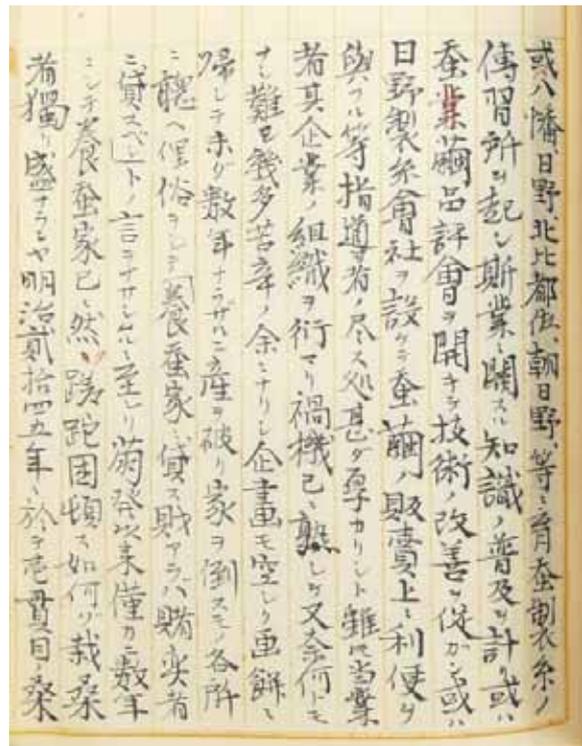
【明さ100 合本1(1)】



「蒲生郡蚕業の一斑」

明治 38 年 (1905 年)

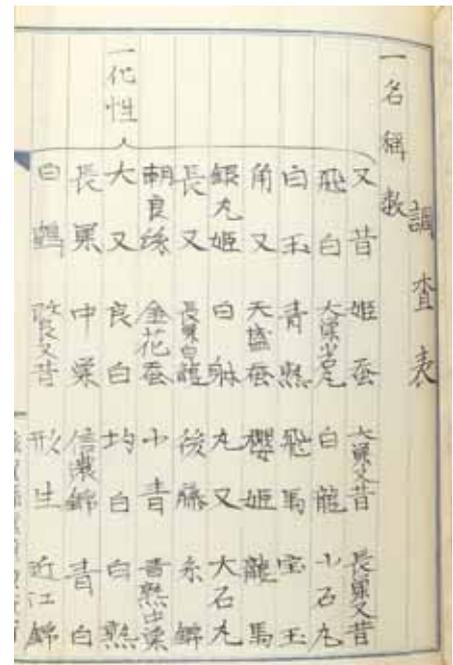
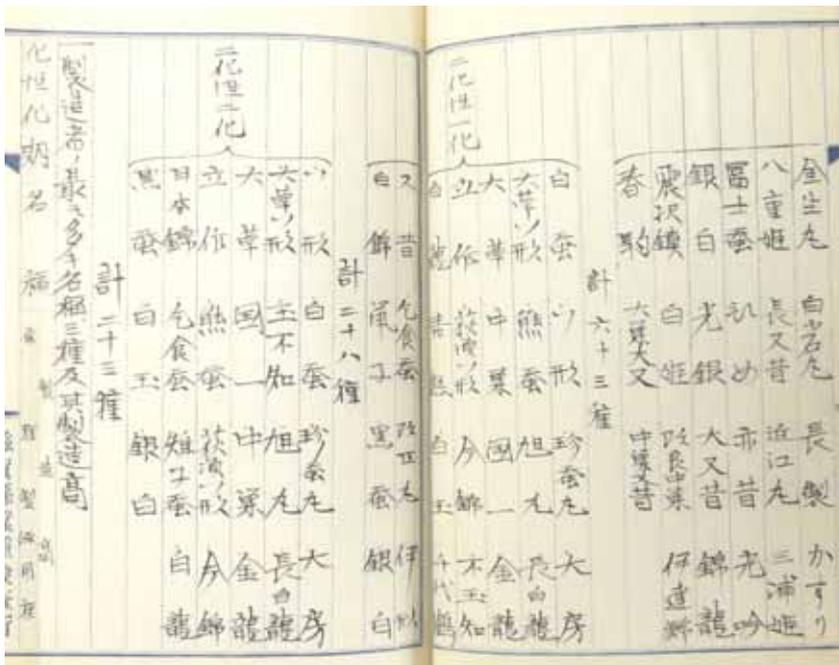
市場が世界規模である生糸は価格の高下が激しく、養蚕業・製糸業は起業しても数年で失敗し破産する者が跡を絶たなかった。蒲生郡の報告では、明治 20 年代頃には「養蚕家二貸ス財アラバ賭奕者(賭博者)ニ貸スベシ」という俗言があったほどだという。次のページには、郡内の篤農家が農家の窮状を救うべく、藪を拓いて蚕の餌となる桑を植えたところ、周囲の人々は「(あの人は)飯ヲ食フ氣力食ハ又氣力」と冷たい眼で見ていたとも記される。【明た 18(5)】



「春照村戦時事績」(『阪田郡戦時事績』所収)

明治 41 年 (1908 年)

明治 37・38 年の日露戦争時に村の人々がどのように時局に対処したかを記したもので、このページは「時局と殖産の振興」の項。養蚕の盛んな湖北のうち、坂田郡春照村でも養蚕が元来副業の中心であったが、戦時においても桑園の改良や蚕の飼育改良に余念がなかったという。山東農学校の生徒も学校では養蚕実習、家庭では家族とともに実地に蚕の飼育改良を行ったという。【明ひ 19(2)】



滋賀県内で製造される蚕種の名

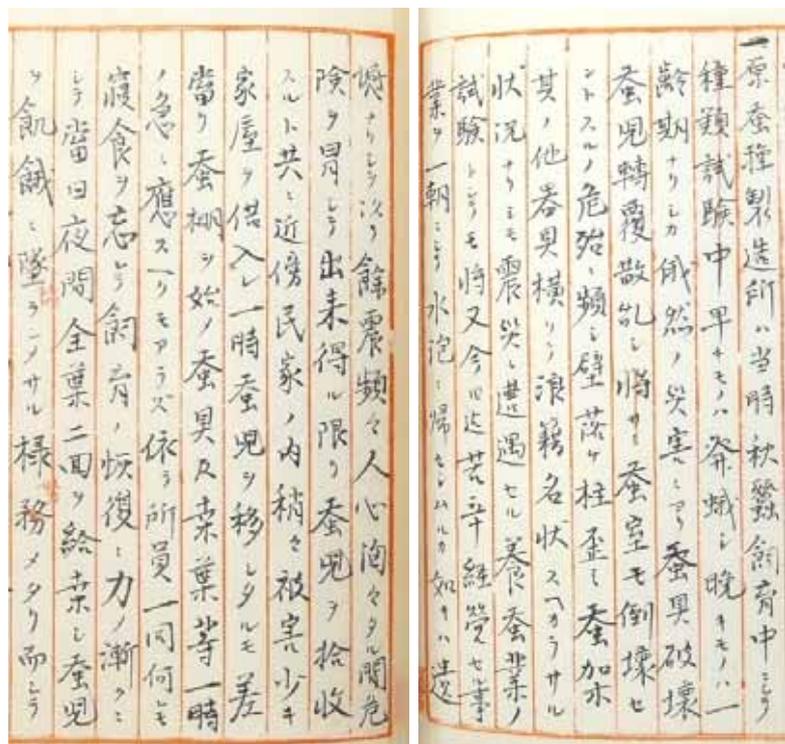
明治 37 年 (1904 年)

県から農商務省に回答した蚕種の名。一化性(年一回孵化する蚕)では「又昔」「姫蚕」「小石丸」など 63 種、二化性(年二回孵化する蚕)一化では「白蚕」「い形」「珍蚕丸」など 28 種が製造されている。県内に非常に多くの蚕種が入り込んでいることが分かるが、これは繭の種類の一化性のなさだけでなく、品質の不均一をも示している。

【明た 17(5)】

「明治 42 年震災に関し処理したる事項」(県勧業課主管の分)

明治 43 年 (1910 年) 以降明治 42 年 8 月の姉川地震は県内の養蚕業の中心地である湖北を襲った。東浅井郡大郷村曾根にあった原蚕種製造所^{あきこ}では秋蚕を飼育中だったが、「蚕児」は転覆散乱し、蚕架や器具は倒れ壊れるなどの被害を受けた。しかし職員はこれまでの苦勞を水泡に帰すに忍びず、蚕児を收拾して被害の少なかった近傍の民家に避難させ、どうにか桑の葉を与えて蚕児を飢餓から救ったという。

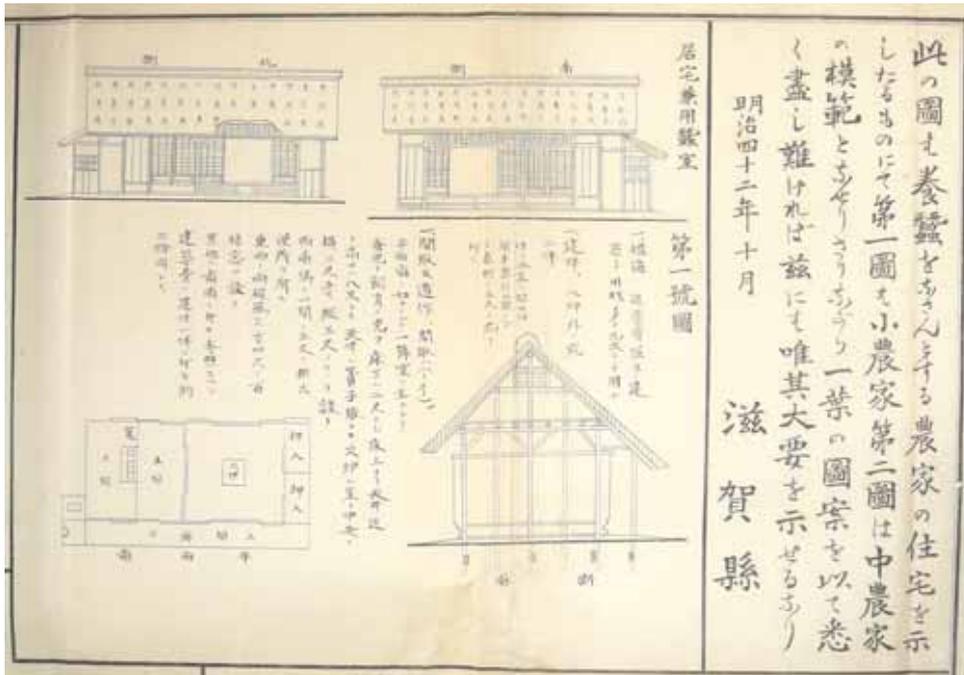


蚕種の品種選定・統一をはかるため設立された

【明そ 6 合本 2(1)】

【下】「養蚕農家模範住宅図」(部分)

明治 42 年 (1909 年) 10 月



滋賀県が模範として示した養蚕農家の「居宅兼用蚕室」。養蚕先進地である福島県伊達郡の個人宅を下に例示する(省略)。この年 8 月に起こった姉川地震の復興住宅用に提案したものが。

【明た 20(29)】

【下】「蚕兒発生成繭季日」(『滋賀県農商工要覧』所収)

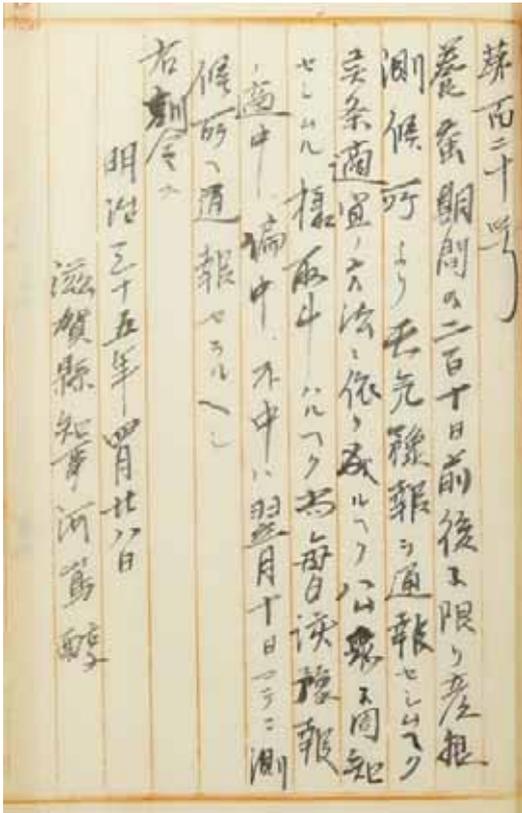
明治 22 年 (1889 年) 頃

各養蚕家の飼育するはるご なつご あきご 春蚕・夏蚕・秋蚕別に、発生日、初眠から四眠の月日(蚕は幼虫の状態では「眠」をはさみ 4 回脱皮する)、成繭月日、「発生日より成繭二至ル日数」を逐一記している。春蚕より夏蚕が短期間で繭になり、秋蚕を飼育する者は少ないことが分かる。 【明お 68】

郡	春蚕	夏蚕	秋蚕
高島郡	明治廿二年 五月十日	明治廿二年 七月九日	明治廿二年 八月八日
西浅井郡	明治廿二年 五月十日	明治廿二年 七月九日	明治廿二年 八月八日
伊香郡	明治廿二年 五月十日	明治廿二年 七月九日	明治廿二年 八月八日
東浅井郡	明治廿二年 五月十日	明治廿二年 七月九日	明治廿二年 八月八日
埴田郡	明治廿二年 五月十日	明治廿二年 七月九日	明治廿二年 八月八日
安曇郡	明治廿二年 五月十日	明治廿二年 七月九日	明治廿二年 八月八日
川原郡	明治廿二年 五月十日	明治廿二年 七月九日	明治廿二年 八月八日
高島郡	明治廿二年 五月十日	明治廿二年 七月九日	明治廿二年 八月八日

(中略あり)

郡	初眠月日	二眠月日	三眠月日	四眠月日	成繭月日	発生日より成繭二至ル日数
高島郡	五月十日	五月十七日	五月廿四日	六月一日	六月十九日	四十一日
西浅井郡	五月十日	五月十七日	五月廿四日	六月一日	六月十九日	四十一日
伊香郡	五月十日	五月十七日	五月廿四日	六月一日	六月十九日	四十一日
東浅井郡	五月十日	五月十七日	五月廿四日	六月一日	六月十九日	四十一日
埴田郡	五月十日	五月十七日	五月廿四日	六月一日	六月十九日	四十一日
安曇郡	五月十日	五月十七日	五月廿四日	六月一日	六月十九日	四十一日
川原郡	五月十日	五月十七日	五月廿四日	六月一日	六月十九日	四十一日
高島郡	五月十日	五月十七日	五月廿四日	六月一日	六月十九日	四十一日



「天気予報公衆周知の件につき訓令」

明治 35 年(1902 年)

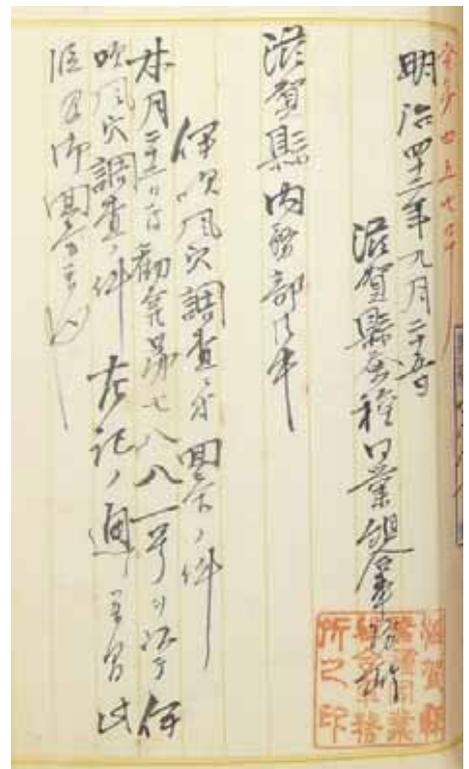
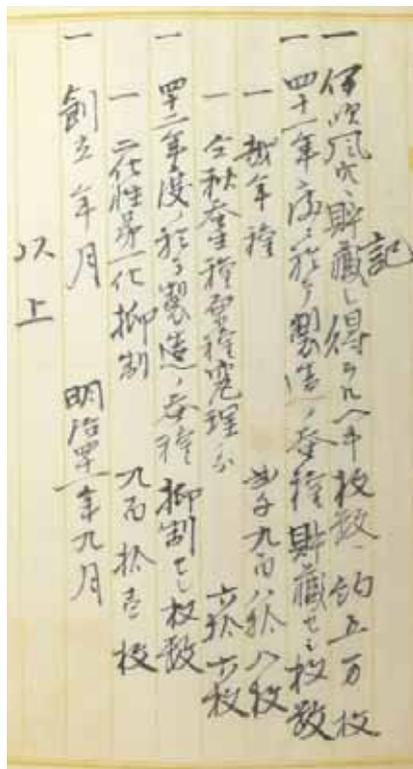
養蚕期間と二百十日前後の天気予報を彦根測候所から通報させ、それを各郡長から管内の人々に周知させる、としている。養蚕期間の通報については、蚕が天気や温度などにも左右される(餌の桑の葉が雨に濡れているだけでも病気にかかりやすい) 繊細な生き物であるため、このような工夫を要したと思われる。

【明い 212 合本 1(120)】

【下】「伊吹風穴調査につき回答」明治 42 年(1909 年)

蚕の卵は放っておくと春から夏にかけて孵化する。その時期を遅らせ長期保存するのに、気温・湿度・風通しの点で「風穴」が適しているとされ、滋賀県でも明治 41 年 9 月から伊吹風穴 が利用されている。県内では他に神崎郡山上村佐目でも蚕種の風穴保存が行われている。また犬上郡芹谷村河内の風穴もその適否が彦根測候所技手によって調査されている(湿気が多く不適との私見を述べている)。

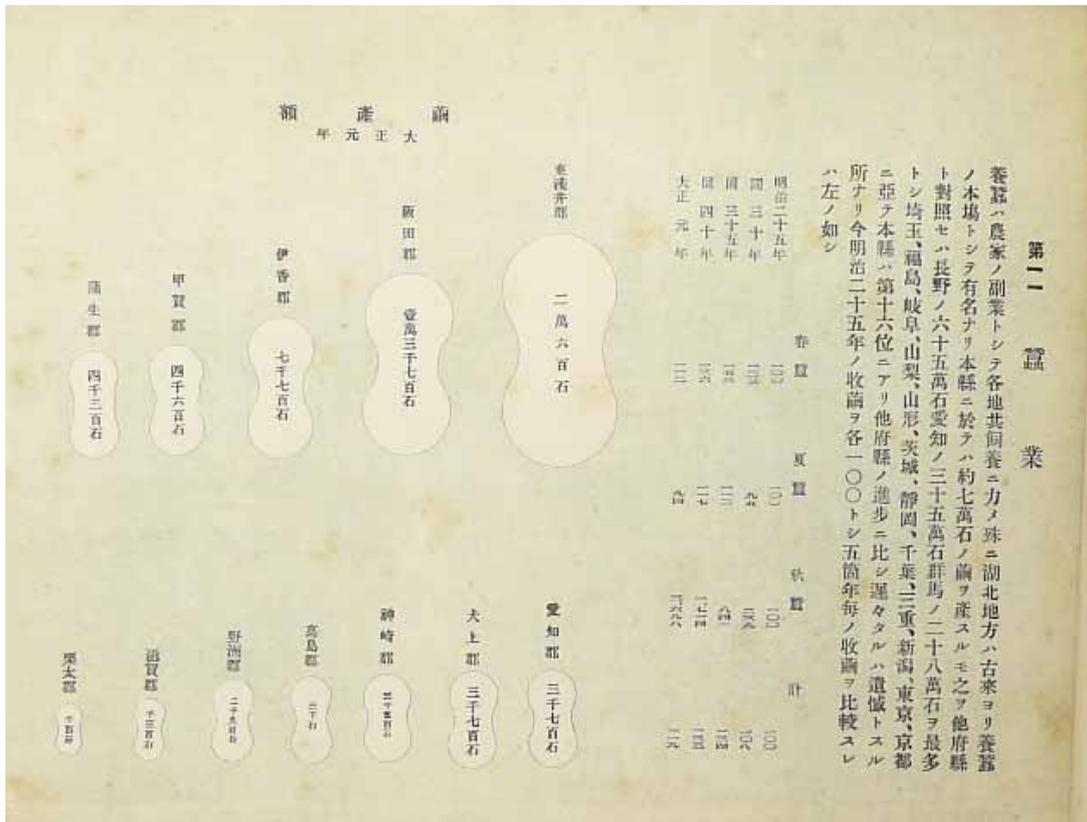
【明た 20(28)】



伊吹風穴の場所はこの一連の文書では坂田郡伊吹村大字小泉と書かれるが、別の資料には伊吹村大字大久保字黒谷とある。



たんべつ
「大正2年 桑園反別ト繭産額」
大正4年(1915年)調製『滋賀県統計図表』より



「大正元年 繭産額」 大正元年(1912年)
大正元年調製『滋賀県統計図表』より。この年、滋賀県の繭産額は全国16位だったものの、「他府県ノ進歩ニ比シ遅々タルハ遺憾トスル所ナリ」と記される。